会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に規定する事前開示書類

（株式交換に係る事前開示書類）

2022 年 8 月 9 日

大和ハウス工業株式会社

2022 年８月９日

会社法第 794 条第１項及び会社法施行規則第 193 条に規定する事前開示書類

（株式交換に係る事前開示書類）

大阪市北区梅田三丁目３番５号
大和ハウス工業株式会社
代表取締役　　芳　井　敬　一

当社は、2022 年８月９日開催の取締役会において、2022 年９月 12 日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社神山トランスポート（以下「神山トランスポート」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第１項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は、次のとおりであります。

１．株式交換契約の内容（会社法第794条第１項）

本株式交換契約の内容は、別紙１のとおりです。

２．会社法第768条第１項第２号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第１号）

別紙２をご参照ください。

３．会社法第768条第１項第４号及び第５号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第２号）

該当事項はございません。

４．株式交換完全子会社についての事項

（１）最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第193条第３号イ）

別紙３をご参照下さい。

（２）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第193条第３号ロ）

該当事項はございません。

（３）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第193条第３号ハ）

該当事項はございません。

５．株式交換完全親会社についての事項

（１）株式交換完全親会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第193条第４号イ）

該当事項はありません。

６．会社法第799条第１項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者があるときは、株式交換の効力発生日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第５号）

会社法 799 条第１項の規定により、本株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はございません。

別紙１　株式交換契約の内容（会社法第794条第１項）

次頁以降をご覧下さい。

株式交換契約書

大和ハウス工業株式会社（以下「甲」という。）と株式会社神山トランスポート（以下「乙」という。）は、2022年8月9日付けで、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

第２条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）
商号：大和ハウス工業株式会社
住所：大阪府大阪市北区梅田三丁目３番５号

(2) 乙（株式交換完全子会社）
商号：株式会社神山トランスポート
住所：愛媛県伊予郡松前町大字北川原字塩屋西2054

第３条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年9月12日とする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第４条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て等に関する事項）

１　甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載又は記録された株主（以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の合計数に541.23を乗じた数の甲の普通株式を交付する。

２　甲は、本株式交換に際して、各本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式１株につき、甲の普通株式541.23株の割合をもって甲の普通株式を割り当てる。

第５条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1)　資本金　　　　　　　金 0 円

(2)　資本準備金　　　　　金 0 円

(3)　利益準備金　　　　　金 0 円

第６条（株式交換承認決議等）

１　甲は、会社法第 796 条第２項の規定により、株主総会において本契約の承認を得ることなく、本株式交換を行う。但し、会社法 796 条第３項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求める。

２　乙は、効力発生日の前日までに、株主総会における本契約の承認その他関係法令により必要となる手続を行うものとする。

第７条（剰余金の配当等）

乙は、本契約締結後、効力発生日よりも前の日を基準日とする剰余金の配当を行わないものとし、かつ、効力発生日までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得を行わないものとする。

第８条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日まで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、本契約において別途定める行為を除き、本株式交換に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

第９条（本契約の変更又は解除）

本契約締結後効力発生日までの間において、甲又は乙の資産・負債の状況、財産状態、経営成績又は企業価値に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ、又は判明した場合、その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本契約を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 10 条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに本契約について第６条第１項但書に定める甲の株主総会又は同条第２項に定める乙の株主総会の承認が得られなかったとき、法令に定める関係官庁の認可若しくは承認を得られなかったとき、又は第９条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失う

ものとする。

第 11 条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 12 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上でこれを定める。

（以下本頁余白）

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各１通を保有する。

2022 年 8 月 9 日

甲：　大阪府大阪市北区梅田三丁目３番５号

大和ハウス工業株式会社

代表取締役　芳　井　敬　一

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各１通を保有する。

2022 年 8 月 9 日

乙：　　愛媛県伊予郡松前町大字北川原字塩屋西 2054

株式会社神山トランスポート

代表取締役　豊　田　誠　志

別紙２　会社法第 768 条第１項第２号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第１号）

（１）本株式交換に係る割当ての内容

（ｉ）当社及び神山トランスポート間の株式交換

	大和ハウス工業 （株式交換完全親会社）	神山トランスポート （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当比率	1	541.23
本株式交換により交付する株式数（注）	当社普通株式：108,246 株（予定）	

（注１）株式の割当比率

当社は、神山トランスポートの普通株式１株に対して、当社の普通株式541.23 株を割当交付いたします。なお、上記表の本株式交換に係る割当比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、当社及び神山トランスポートが協議し合意の上、変更することがあります。

（注２）本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、当社が神山トランスポートの発行済株式の全部を取得する時点の直前時の神山トランスポートの株主に対して、その保有する神山トランスポート株式に代えて、上記表の本株式交換に係る割当比率に基づいて算出した数の当社株式を割当交付いたします。

また、本株式交換に際して交付する当社株式は、全て当社が保有する自己株式（2022 年３月 31 日現在 10,508,782 株）を充当する予定であり、当社が新たに株式を発行することは予定しておりません。

（２）割当ての内容の根拠及び理由

当社は、上記「（１）本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）の検討にあたり公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者算定機関として大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を選定し、株式交換比率の算定を依頼いたしました。大和証券から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び神山トランスポートの財務状況や将来の見通し等を踏まえ、慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、当社取締役会決議及び神山トランスポートの取締役決定に基づき、当事会社間で本株式交換契約を締結することに合意いたしました。

なお、本株式交換比率は、その前提となる諸条件について重大な変更が生じた場合、当事会社間での協議により変更されることがあります。

（３）算定に関する事項

大和証券は、当社については、東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（2022 年８月５日を算定基準日とし、算定基準日の終値、並びに算定基準日以前の１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の各期間の終値の単純平均値に基づき算定）を用いて算定しております。

神山トランスポートについては、非上場会社であることから、将来の事業活動の成果を企業価値評価に反映させるため DCF 法を、また、比較可能な上場類似企業が存在することから類似会社比較法をそれぞれ採用いたしました。なお、

DCF 法において使用した神山トランスポートの事業計画については大幅な増減益を見込んでおりません。

当社普通株式の１株当たり株式価値を１とした場合の株式交換比率の算定結果・評価レンジは以下の通りです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
DCF 法	507.32～674.52
類似会社比較法	605.19～925.50

別紙３　株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 193 条第３号イ）

次頁以降をご覧下さい。

貸借対照表

（単位：円）

株式会社　神山トランスポート　　令和 3年12月31日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	【40,636,359】	【流動負債】	【118,542,754】
現金及び預金	31,477,859	未払金	97,660,351
仮払金	9,158,500	預り金	4,642,703
【固定資産】	【184,826,666】	仮受消費税	16,239,700
(有形固定資産)	(125,246,010)	負債の部計	118,542,754
車両運搬具	125,246,010	純資産の部	
(投資その他の資産)	(59,580,656)	【株主資本】	【106,920,271】
出資金	520,000	[資本金]	[10,000,000]
長期前払費用	437,500	[利益剰余金]	[96,920,271]
保険積立金	58,203,836	(その他利益剰余金)	(96,920,271)
預託金	419,320	繰越利益剰余金	96,920,271
		純資産の部計	106,920,271
資産の部計	225,463,025	負債・純資産の部計	225,463,025

損　益　計　算　書

（単位：円）

自 令和 3年 1月 1日

株式会社　神山トランスポート　　至 令和 3年12月31日

科　　　目	金	額
【売　上　高】		
運　送　収　入	1,366,640,000	1,366,640,000
【売　上　原　価】		
当期運送原価	1,353,215,077	
合　　　計	1,353,215,077	1,353,215,077
売上総利益		13,424,923
【販売費及び一般管理費】		765,621
営　業　利　益		12,659,302
【営業外収益】		
受　取　利　息	757	
雑　収　入	3,579,578	3,580,335
【営業外費用】		
支払利息割引料	262,500	
雑　損　失	1,200	263,700
経　常　利　益		15,975,937
【特　別　利　益】		
助成金・補助金	2,388,000	2,388,000
税引前当期純利益		18,363,937
法　人　税　等		1,535,800
当　期　純　利　益		16,828,137

株主資本等変動計算書

株式会社　神山トランスポート

自 令和 3年 1月 1日
至 令和 3年12月31日

(単位：円)

	株主資本							評価・換算差額等合計	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金					
当期首残高	10,000,000				80,092,134		90,092,134			90,092,134
当期変動額										
当期純利益					16,828,137		16,828,137			16,828,137
当期変動額合計					16,828,137		16,828,137			16,828,137
当期末残高	10,000,000				96,920,271		106,920,271			106,920,271

	利益剰余金の内訳	
	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	80,092,134	80,092,134
当期変動額		
当期純利益	16,828,137	16,828,137
当期変動額合計	16,828,137	16,828,137
当期末残高	96,920,271	96,920,271

個　別　注　記　表

自 令和 3年 1月 1日

株式会社　神山トランスポート　　　　至 令和 3年12月31日

1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券‥‥該当なし

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品‥‥‥‥‥‥‥該当なし

固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産除く)‥‥‥定率法

無形固定資産(リース資産除く)‥‥‥該当なし

引当金の計上基準

貸倒引当金

該当なし

収益及び費用の計上基準

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式で計上している。

2.株主資本等変動計算書に関する注記

該当なし

3.その他

令和3年12月31日時点での生命保険の解約返戻金は、97,648,532円となっている。

令和3年12月31日時点での当社退職金規定による要退職金額は、96,327,000円となる。

全員自己都合退職の場合には、この金額の2分の1となる。

<u>事業報告</u>

自　2021 年 1 月 1 日　至 2021 年 12 月 31 日

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中においても、厳しい状況が徐々に緩和されつつあり、個人消費などは弱いながらも持ち直しの動きが見られました。

食品物流業界におきましては、内食需要は堅調である一方、外食需要は新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言が繰り返し発令されるなど、需要回復は不透明な状況が継続しております。このような状況の下、当社は長距離幹線輸送を手掛けている低温物流企業として、お客様のニーズに寄り添い、高い物流品質を維持しつつ業容拡大に注力した結果、当会計年度の売上高は 13 億 67 百万円（前年比 13.0％増）、営業利益は 13 百万円（前年比 16.9％増）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社が主軸を置く低温物流業界は、ライフスタイルの変化を背景に、冷凍・冷蔵食品の需要は安定的な成長を維持する状況が継続しておりますが、コロナ禍における内食・外食の在り方の変化による影響を受け、貨物需要は目まぐるしく変化しております。このような中、当社は順調に業容を拡大してまいりましたが、中長期的な視点に立ちますと、本社の所在する四国エリアにおける労働人口の減少や、増加する物量に対応するための物流施設用地の確保、物流施設建設コストの高騰、人件費の上昇、燃料費の高止まりなど、取り巻く環境は決して楽観視できるものではない状況であると認識しております。

このような経営環境の中、持続可能な物流企業の実現を目指すため、今後も高い物流品質を提供し続けるための投資の断行、社員一人ひとりが働きがい・誇り・生きがいを持てる環境作りを図ってまいります。また、物流企業としての社会的責任を果たすため、交通事故の防止や作業の安全確保などの安全対策、エコドライブの推進や車両・施設に起因する環境負荷の軽減など、環境保全対策にも取り組んでまいります。

以上